

○上天草市病院事業事務決裁規程

平成25年9月19日病院事業管理規程第8号

改正

平成29年3月28日病院事業管理規程第3号

上天草市病院事業事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、上天草市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めることにより、事務処理に対する責任の所在を明らかにするとともに、事務の能率的かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者又は専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定をすることをいう。
- (2) 専決 この規程の定めるところにより、管理者の権限に属する事務の一部を常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時的にその者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 出張又は休暇その他の理由により決裁権者が決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 合議 決裁を受ける事項について、決裁権者が総合的に判断して的確な決裁をすることができるように関係部課等（科、室及びセンターを含む。）に回覧し、協議又は調整することをいう。
- (6) 院長等 上天草市立上天草総合病院長、所長及び施設長のことをいう。
- (7) 部長 診療部長、コメディカル部長、看護部長及び事務部長（事務部長を置かない場合にあつては、事務長。以下同じ。）のことをいう。
- (8) 課長等 総務課長、契約検査課長、建設課長、医事課長、各科部長、

各科医長、地域医療支援課長、診療情報管理室長、薬剤科長、放射線科長、検査科長、透析センター長、栄養科長、看護師長、看護専門学校事務長、健康管理センター副所長、介護老人保健施設看護介護師長及び介護老人保健施設事務長のことをいう。

(9) 所長 健康管理センター所長、訪問看護ステーション所長、在宅介護支援センター所長及び居宅介護支援センター所長のことをいう。

(10) 施設長 介護老人保健施設長のことをいう。

(11) 附帯施設 上天草市病院事業の設置等に関する条例（平成16年上天草市条例第186号）第4条に規定する附帯施設をいう。

(決裁事項及び専決事項)

第3条 管理者の決裁を受けなければならない事項及び専決権限を有する者において専決できる事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(専決の効力)

第4条 この規程に基づきなされた専決は、管理者の決裁と同一の効力を有するものとする。

(決裁の順序)

第5条 決裁は、原則として、順次その決裁を受けるべき事項に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経なければならない。

2 前項の場合において、他の部課等（科、室及びセンターを含む。以下同じ。）に関連がある事項である場合は、当該部課等に合議しなければならない。

(専決事項の特例)

第6条 専決権限を有する者は、この規程に定める専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当するものは、管理者又は上司の決裁を受けなければならない。

(1) 異例又は先例となると認められるもの

(2) 重要なもので、管理者の特別の指示により処理するもの

(3) 紛争若しくは論争のあるもの又はそれらのおそれのあるもの

(4) 法令の解釈上疑義のあるもの

(5) その他管理者又は上司の決裁が必要と認められるもの

(類推による専決)

第7条 専決権限を有する者は、この規程に定めのない事項であっても、その内容が軽易に属し、かつ、専決事項に準ずるものと類推されるものについては、この規程に準じて専決することができる。

(決裁の表示区分)

第8条 決裁の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の決裁事項の表示 A
- (2) 管理者の決裁事項の表示 B
- (3) 院長等の専決事項の表示 C
- (4) 部長の専決事項の表示 D
- (5) 課長等の専決事項の表示 E

(代決)

第9条 管理者の決裁を受けるべき事項について、管理者が不在であるときは、緊急を要する場合に限り、院長等又は学校長がその事務を代決する。

2 院長等専決事項について、院長等が不在であるときは、緊急を要する場合に限り、病院にあっては、事務部長が、健康管理センターにあっては、副所長が、介護老人保健施設にあっては、介護老人保健施設事務長が、在宅介護支援センター及び居宅介護支援センターにあっては、主任がその事務を代決する。

3 学校長専決事項について、学校長が不在であるときは、緊急を要する場合に限り、副学校長がその事務を代決する。

4 部長専決事項について、部長が不在であるときは、緊急を要する場合に限り、所管の課長等がその事務を代決する。

5 課長等専決事項について、課長等が不在であるときは、緊急を要する場合に限り、主任又は係長がその事務を代決する。

6 前各項の規定により代決者が代決する場合は、決裁する欄の左側に「代」と明記して押印しなければならない。

(代決後の手続)

第10条 前条の規定により代決された事項については、決裁権者の後閲を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日病院事業管理規程第 3 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 共通専決事項

専決事項	決裁権者				合議先	摘要
	管理者	院長等	部長	課長等		
1 病院事業運営の基本方針の決定に関すること。	○					
2 議会に関すること。	○				事務部長 総務課長	※市長決裁
3 条例の制定改廃に関すること。	○				事務部長 総務課長	※市長決裁
4 規程及び要綱等の制定改廃に関すること。	○				事務部長 総務課長	
5 訴訟、和解、調停及び不服申立てに関すること。	○					
6 申請、届出、報告、照会、回答、証明及び通知等に関すること。		特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの	定例的かつ軽易なもの	
7 労働組合に関すること。	○					
8 損失補償及び損害賠償に関すること。	○				事務部長 総務課長	
9 広報及び公聴に関すること。		○				
10 診療録等の開示に関すること。	○				事務部長 総務課長	
11 公文書の公開に関すること。		○			事務部長 総務課長	

2 人事給与専決事項

専決事項	決裁権者				合議先	摘要
	管理者	院長等	部長	課長等		
1 職員の任免、賞罰及び給与の決定に関すること。	○					
2 出張に関すること。	○					

3 年次有給休暇の承認に関する こと。	院長、 学校 長、所 長、施 設長	副院 長、部 長、医 師	所属職 員(医師 除く。)			※ 附帯施設 にあつては、 院長等決裁 ※ 7 日以上 となるときは、 管理者決裁
4 病気休暇の承認に関する こと。	○				総務課長	
5 特別休暇の承認に関する こと。	院長、 学校 長、所 長、施 設長	副院 長、部 長、医 師	所属職 員(医師 除く。)		総務課長	※ 附帯施設 にあつては、 院長等決裁 ※ 7 日以上 となるときは、 管理者決裁
6 介護休暇、組合休暇、育児休暇及び自己啓発等休業の承認に関する こと。	○				総務課長	
7 職務に専念する義務の免除の承認に関する こと。	○				総務課長	
8 営利企業等の従事制限の許可に関する こと。	○				総務課長	
9 時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する こと。		医師		所属職 員(医師 除く。)		
10 週休日の振替等に関する こと。	院長、 学校 長、所 長、施 設長	副院 長、部 長、医 師	所属職 員(医師 除く。)			

3 財務に関する決裁事項

(1) 一般専決事項

専決事項	決裁権者					摘要
	管理者	院長等	事務部長	事務次長	総務課長	
1 病院事業の予算編成方針及び予算案の決定に関する こと。	○					
2 病院事業の決算の調整に関する こと。	○					

3 財政計画の作成に関すること。	○					
4 予算の流用に関すること。					○	
5 予備費の充当に関すること。	○					
6 予算の繰越し等に関すること。	○					
7 起債及び一時借入金に関すること。			○			
8 補助金等に関すること。			○			
9 不能欠損処分に関すること。	○					
10 収入の調定、請求及び収納に関すること。					○	
11 使用料等の減免に関すること。	○					
12 行政財産の目的外使用に関すること。			重要なもの			軽易なもの

(2) 支出負担行為及び決議

科目		決裁権者					摘要
目	節	管理者	院長等	事務部長	事務次長	総務課長	
給与費	給料					○	
	手当						
	賃金						
	報酬						
	法定福利費						
	退職給付費						
材料費	薬品費		1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
	診療材料費						
	給食材料費						
	医療消耗備品						

	費						
経費	厚生福利費				100万円以上	100万円未満	
	報償費						
	旅費交通費					○	
	職員被服費				100万円以上	100万円未満	
	消耗品費						
	消耗備品費						
	電気料					○	
	水道料						
	燃料費						
	広告費						
	交際費						
	食糧費						
	印刷製本費				100万円以上	100万円未満	
	修繕費	3,000万円以上	1,500万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,500万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
	保険料					○	
	賃借料				100万円以上	100万円未満	
	委託料	3,000万円以上	1,500万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,500万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
	通信運搬費					○	
	諸会費						
	引当金	3,000万円以上	1,500万円以上 3,000万円未満	500万円以上 1,500万円未満	100万円以上 500万円未満	100万円未満	
雑費							
減価償却費					○		

資産減 耗費						○	
研究研 修費	研究材 料費				100万 円以上	100万 円未満	
	謝金						
	旅費					○	
	図書費				100万 円以上	100万 円未満	
	研究雑 費					○	
	研究助 成費			○			
支払利 息及び 企業債 取扱諸 費	企業債 利息					○	
	一時借 入金利 息						
患者外 給食材 料費			1,500 万円以 上	500万円 以上 1,500万 円未満	100万円 以上500 万円未満	100万円 未満	
消費税						○	
建設改 良費		3,000万 円以上	1,500万 円以上 3,000万 円未満	500万 円以上 1,500万 円未満	100万 円以上 500万 円未満	100万 円未満	事務部長及 び総務課長 合議
企業債 償還金						○	
投資		3,000万 円以上	1,500万 円以上 3,000万 円未満	500万円 以上 1,500万 円未満	100万 円以上 500万 円未満	100万 円未満	事務部長及 び総務課長 合議

4 入札及び契約に関する専決事項

専決事項	決裁権者					摘要
	管理者	院長	事務部長	事務次長	総務課長	
1 入札執行の決定	3,000万 円以上	1,500万 円以上 3,000万 円未満	500万 円以上 1,500万 円未満	100万 円以上 500万 円未満	100万 円未満	事務部長及 び総務課長 合議
2 入札参加者の決定						
3 再入札の執行の決定						
4 契約の決定						
5 予定価格等の決定						

別表第2（第3条関係）

個別的事務の専決事項

看護専門学校

専決事項	決裁権者				合議	摘要
	学校長	副学校長	事務長	学科長		
1 看護学校の運営に関する事 こと。	○					
2 教育方針、教育計画及び授業計画に関する事 こと。	○					
3 講師の任用に関する事 こと。	○					管理者決裁
4 入学、休学、復学、退学、除籍、卒業、既習得単位及び賞罰に関する事 こと。	○					
5 学則等の制定改廃に関する事 こと。	○				総務課長	学則については、管理者決裁
6 学生の健康管理に関する事 こと。				○		
7 証明書の発行に関する事 こと。			○			
8 奨学金に関する事 こと。		○				